地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第 条 地 方交付 税 法 (昭 和 <u>二</u> 十 五 年 法 1律第二 百十一号) の <u>-</u> 部 を次 のように改 正 する。

第十二条第一 項 \hat{O} 表道府 県の 項第八号中 昭 和 六十 年度」 を 昭 和 六十二年 度 に、 平 成二十八年

度」 を「平成二十 九年度」 に改 め、 同項第-九号中 「平成1 八年度から平成二十八年度まで」 を 平 成 九 年 度

か から平 -成二十-九年 度まで」 に改め、 同 項第十号中 平 成 八年 度」 を 平 成 九年度」 に改め、 同 項 第 十 号

中 平 成 八年 度 か ら平 成二十八年 度 会で」 を 平 成 九 年 度 か ら平 ·成二十 九 年 度 まで」 に 改 め 同 項 第 + 兀

号 及び第十 五号中 「平成二十八年度」 を 平 成二十九年度」 に改め、 同 表 市 町 村 0 項第九号中 昭 和 六十

年 度」 を 昭 和六十二年度」 に、 「平成二十八年 度 を 平 ·成二十· 九年 度 に改 め 同 項 第十 号 中 平

成 八 年 度 か ら平 成二十八年 度ま で を 平 成 九 年 度 か 5 平 ·成二十 九 年度まで」 に改 め 同 項 第十 号 中

平 成 八年 度 を 平 成 九年 度 に 改 か、 同 項 第十二号中 平 成 八年 - 度 から平 成二十八年度ま で を 平 成

九 年 度か 7ら平 ·成二十 ・九年度まで」 に改め、 同 項 第十五号及び第十六号中 「平成二十八年度」 を 平 ·成二十

九年 度」 に改め、 同条第三 項中 「の定める」 を 「で定める」 に改め、 同 項 \hat{O} 表第四十号(1)及び(2) 中 平 成

二十八年度」を「平成二十九年度」 に改め、 同表第四十二号中 「昭和六十一年度」 を 昭 和六十二年

年 に 度 改 め、 を 同 平 .表第四十三号中 成 九 年度」 に、 平 平 成二十八年度」 成二十八年 度 を を 平 平 成二十九年度」 -成二十-·九 年 度 に改め、 に 改め 同表第四 同 表 第 干 四 + 兀 一 号 中 五 号 中 平 平 成 成 八

八 年 度」 を 平 成 九年度」 に改め、 同表第四 十六号中 平 成 八 年 ·度 及から平さ 成二十八年度まで」 を 平 成九

年 ·度 から平成二十 九年度まで」に改め、 同表第四十九号中 「平成十三年度から平成二十八年度まで」 を

平 ・成十三年度から平成二十九年度まで」 に改め、 同号に次のように加 える。

(8) 地 方財 政 法第三十三条 0 五. の 二 第 項 0 規定により 平 成二

十九年度において起こすことができることとされた地方債の

額

第十二条第三項 0 表第 五十号中 平 成二十八年度」 を 「平成二十 九年 度 に改 いめる。

条 第 Ŧī. 項 0 表道· 府 県の 項第八号中 昭 和 六十 年 度 を 昭 和 六十二年 度」 に、 平 成二十八年

を「平 成二十· 九年度」 に改 め、 同 項第九号中 「平成 八年度から平成二十八年度まで」 を 平 成 九 年 度

から平成二十九年度まで」 に改め、 同項第十号中 平成 八年 度 を 平 成 九年度」 に改め、 同 項第十 号

号 中 成 成 及び 年 八 平 年度」 度 年 ·度 第十五号中 成八年度から平成二十八年度まで」を「平成九年度から平成二十九年度まで」に改め、 及から平さ を を 昭 「平成九年度」 成二十八年 和 六十二年度」 平 ·成二十八年度」 度まで」 に改め、 に、 を を 平成二十八年 同項第十一 平 平 成 九年度から平 成二十九年度」 号 中 度 「平成八年度から平成二十八年度まで」 を 成二十九年 平 に改め、 ·成二十· 同 度まで」 九 年 表 度 市 町 に改 に 村 改 0 め、 め 項第八号中 同 同 項 項 第十 第 を 同項第十四 九 昭 · 号 中 号 平 中 和 成九 六十 亚 亚

年 年 ·度 度 から平 に 改 -成二十· め る。 九年度まで」 に改め、 同 項第十四号及び第十五号中 平 成二十八年度」 を 平 成 二十九

等 限 五. <u>り</u> 千二百 0 附 則 を 部を改 第 五十八万三千円」 四 平 条の見出 正する法律 成三十年度に限り」に、 し中 「平成二十九年度分」 伞 を 成二十九年法律第三号)」 「三千二百 「九千九百億円」 五十七億三千 を「平成三十年度分」 七 百四四 を を 地地 「六千七百 万円」 方交付公 に改め、 に改め、 税法及び 五十億円」に、 同)特別· 条第 同条中 会計 号中 「平成二十九年度に 三千 に 関 する 地 四百六十三億 方 交付 法 律 税法 \mathcal{O}

部を改

正する法律

(平成三十年法律第

号)」に、

平

成

二十九年度分」

を「平成三十

年度分」に、

「三千八百七億円」

を

「三千三百六十七億円」

に改め、

同条第三号中

「平成二十九年度」

を

平

成三十年

号 中 円」に改め、 度」に、 度」に、 兆六千百七十二億 平 成二十九年度」を「平成三十年度」に、 「三十二兆四千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十二兆百七十二億九千五 「六千六百五十億五千七百八十万円」を「千六百五十五億三千四百五十万円」に改め、 同条第六号中「平成二十九年度」 九千五 百四十万八千円」に改め、 を「平成三十年度」に、「八百二十億円」を「八百四 「三十二兆百七十二億九千五百四十万八千円」を 同条第五号中 「平成二十八年度」を 「平成二十 百四十万八千 同条第四 三十 . 億 円 九

附 則 第 四 . 条 の二の見出 し及び 同条第 項 中 「平成三十年度」 を 平 成三十一年度」 に改め、 同条第二項

平 成三十年度から」を「平成三十一年度から」に改め、 同項の表中 平成三十年度

中

に改め、

同条第七号中

「平成二十九年度分」

を「平成三十年度分」

に改める。

に改め、 同条第四 項を同条第五項とし、 三千三百六十七億円 同条第三項の次に次の を削り、 同条第三項中)一項を. 「平成三十 加 える。

年度」 4 平 を 成三十四年 「平成三十一年度」 度から平 成三十八年度までの各年度分として交付すべき交付税 0 総額に係 る第六条第二

項 の規定による額の算定については、 同項に規定する当該年度の前年度以前 の年度にお いて交付すべき

平成二十八年度において交付すべきであつた額を超えて交付

であつた額を超えて交付された額のうち、

された額である二千二百四十五億八百六十万円について、 平成三十四年度から平成三十八年度までの各

年 度に お ける同項に規定する合算額から四 百四十九億百七十二万円をそれぞれ減 額する。

附 則 第 四 条 が 三 0 見出 し中 「平成三十年度及び」 を削 り、 同 条第 項中 平 成三十年度及び」 を削

当 該 各年 度分」 を 同 年 -度分」 に改め、 同 条第二項中 平 成三十年度及び」 及び ヮ 各年 度 を削り、

同項第一号中「当該各年度」を「平成三十一年度」に改める。

附則第六条を削る。

附 則 第 五. 条 が 三 第 項 中 「によつて」 を 「により」 に改め、 同 !条を附則第六条とする。

附 則第六条の二の見出 し中 「平成二十九年度から平成三十一 年度まで」を 「平成三十年度及び平成三十

年 度」 に改め、 同条第 項 中 「平成二十九年度から平成三十一年度まで」 を「平成三十年 度及び平 成三

+ 年度」 に、 平成二十九年度」 を 平成三十年度」 に改め、 平 ・成三十年度及び」 を削 り、 同 項

第 号 中 「二兆二千百七十 垣 億 八千五百八十八万六千円」を 「二兆千八百五十二億 九千五 百 兀 + 五 万 五. 千

円 に改め、 同 項 第二号中「一 兆八千二百七十七億五千六百三十一万四千円」を _ __ 兆八千十二億二千三

百 四十 匹 万五千円」 に改め、 同条第二項中第五号を削り、 第四号を第五号とし、 第三号を第四号とし、 第

二号を第三号とし、 同項第一号中「旧法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律 (平成二十九年法律

第三号)による改正前 の地方交付税法」に改め、 同号を同項第二号とし、 同号の前 に次の一 号を加っ える。

平 -成二十-九 年度に おける基準財 政 収 入額 を旧 法 S附則第· 六条の二の規定の 適 用 が な 4 ŧ のとした場合

における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附 則第七条の四 一の見出 し 中 「平成二十九年度」を 「平成三十年度」 に改め、 同条中「平成二十九年度分

を 平 成三十年度分」 に改め、 同条各号中 平 成二十九年度」 を 平 成三十年度」 に改める。

附 則 第 九 条 の二中 平 成二十九 年度分」 を 平 成三十年度分」 に改め á.

附 則第十 一条の見出し中 平 ·成二十九年度分」を「平成三十年度分」に改め、 同条中「平成二十九年度

に を 平 成三十年度に」に、 平 成二十九年度震災復興特別交付稅額」 を 平 成三十年度震災復興 特 别

交付記 ?税額」 に、 平 ·成二十九年度分」 を 平 成三十年度分」 に、 「平成二十八年度 震災復興 、特別交付 税 額

を 平 ·成二十· 九年 ·度震災復興 特 別交付税額」 に、 「三千四百六十三億五千二百五十八万三千円」 を

千二百五十七億三千七百四万円」に改める。

附則第十二条の見出しを (平成三十年度震災復興特別交付税額 0 部の 平成三十一年度における交付

等) _ 特 別交付 に改め、 平 税 額」 成二十八年度震 を 同条第一項中「平成二十九年度分」を「平成三十年度分」に、 平 成三十年度震災復興特別交付税額」に、 災復 興 特別交付 税 額 を 平 成二十九年 「平成二十九年度内」 度 震災復興 特 「平成二十九年度震災復興 莂 交付公 を 税 平 額 ·成三十 に、 年 平 度内 を 成

三十年度分」 を 平 成三十一年度分」 に改 め、 同 条第二項中 平 成二十 九年 度 震災復興 特 別 交付 税 額」

平成三十年度震災復興特別交付税額」に、 「平成三十年度分」 を「平成三十一年度分」 に改め る。

改め、 附 則 同 第十三条第 条第 二項 中 項中 平 平 成二十九年度」 成二十九年度及び平成三十年度」 を 平 成三十年度」 を に、 平 成三十年度及び平成三十一 平 ·成二十· 九 年 度 震 災 復興 年 特 度 別 に

附 則 第十 兀 条 0 見出し中 平 ·成二十· 九年度及び平成三十年度」 を 平 成三十年度及び平成三十一 年 度

税額」

を

平

成三十年度震災復興特別交付税額」

に、

「平成三十年度」を

「平成三十一年度」

に改

め

る。

成二十 に改 め、 九 年 同 度 条中 を 平 _ ·成二十 平 成 三十 九年度及び 车 度 に、 平成三十年度」 平 -成二十 を 九年度震災復興 平 成三十年度及び平成三十 特別交付 ?税額」 を 年 平 度 ·成三十 に 年 度 平 震

災復興 特 別交付税額」に、 「地方交付税法等の 一部を改正する法律 伞 成二十九年法律第三号)」 を 地地

方交付税法及び特別会計 に関する法律の一 部を改正する法律 (平成三十年法律第 号) に、 平成

二十八年度震災復興特別交付税額」を「平成二十九年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十八年度に

「、平成三十年度」を「、平成三十一年度」に、

「平成二十

九年度において」 を「平成三十年度において」に改める。

おいて」を「平成二十九年度において」に、

附 則第十五条第一 項 中 「平成二十九年度及び平成三十年度」 を「平成三十年度及び平成三十一年度」に

改め、 同条第三項中「平成三十一年度」を「平成三十二年度」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第十二条第四項関係)

		道府県	の 種 類体
費りよう	二 土木費	警察費	経費の種類
道路の面積		警察職員数	測 定 単 位
千平方メートルにつき		一人につき	単位
		八 三	費
三五、〇〇〇		八、三〇六、〇〇〇	用

	1	三	4				3	2	
2 中学校費	小学校費	教育費	費その他の土木				港湾費	河川費	
教職員数	教職員数		人口	施設の延長漁港における外郭	施設の延長漁港における係留	施設の延長港湾における外郭	施設の延長港湾における係留	河川の延長	道路の延長
一人につき	一人につき		一人につき	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一キロメートルにつき	一キロメートルにつき
六、三三二二、〇〇〇	六、二五三、〇〇〇		一、三四〇	五、九三〇	一〇、四〇〇	六、一四〇	二八、三〇〇	一八八、〇〇〇	二、〇二旦、〇〇〇

		<u> </u>							
2	1	四回			5 費		4 費		3
社会福祉費	生活保護費	厚生労働費			その他の教育		特別支援学校		高等学校費
人口	町村部人口		数、児童及び生徒の私立の学校の幼児	大学の学生の数高等専門学校及び	人口	学級数	教職員数	生徒数	教職員数
一人につき	一人につき		一人につき	一人につき	一人につき	一学級につき	一人につき	一人につき	一人につき
一五、七〇〇	九、三三〇		二八九、六〇〇		; ; ;	二、〇九九、〇〇〇	六、一五五、〇〇〇	五六、一〇〇	六、五五六、〇〇〇

1	六総	4	3		2	1	五産	5		4 祉	3
徴税費	務費	商工行政費	水産行政費		林野行政費	農業行政費	産業経済費	労働費		高齢者保健福	衛生費
世帯数		人口	水産業者数	公有林野の面積	面積公有以外の林野の	農家数		人口	七十五歳以上人口	六十五歳以上人口	人口
一世帯につき		一人につき	一人につき	一へクタールにつき	一ヘクタールにつき	一戸につき		一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
五、八七〇		一、九一〇	三三六、〇〇〇	一五、三〇〇	五、〇二〇	10七、000		四三〇	九五、七〇〇	五〇、〇〇〇	一四、六〇〇

		七		
	費 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	災	3	2
		害 復	地 域	恩給
	算 第	旧 費	振興	費
	正予算債價還	具	費	
度か及平平まらび成成	金債をに係国のら昭に許充るの各平和	還方又発財災 金債は行源害	人口	恩給
で平平十十の成成四一	係可て事補年成六るさる業正度十十	正質は古ばら に許にに復 係可つ充旧	Н	^州 受給
の成成四 各二十年年 年十六度度	元れた費予に年二	るをいて事		権
年 一 た た 年 ま か に 年 度 で ら	利ための算お度年 償地発財等いま度 還方行源にてでか	元得てる業 利た同た費 償地意めの		者 数
	千	千		
千 円 に	円 に	円 に	人 に	人に
つき	つき	つき	つき	つき
				四四
				四二、
五	八〇	九 五	五六	0
五	Ō	\bigcirc		Ō

	- 千円につき	成二十九年度まで平成九年度から平	還費
二八	千円につき	臨時財政特例対策のため平成九年度において特別に発行をおでの各年度におけて発行をおります。	十二二二二十二二二二十二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二
	千円につき	地方税の減収補塡 のため平成二十九年 での各年度に での各年度に での各年度に がら平成二十九年度に がら平成二十九年度に がら平成二十九年度に	九地方稅減収補塡
		おいて国の補正予 意又は許可を得た の財源に充てるた の対源に充てるた	

倩償還費 十三 臨時税収補塡		十二減稅補塡債償	
とされた地方債のいて特別に起こすめ平成九年度におること	れた地方債のができることができることができることがあることがあることがある。	京の平び平るるの 1各成平成平特道 1年十成八成別府	額で得た地方債のでの各年度の財源対の各年度の財源対
千円につき		千円につき	
八		六〇	

一一、三〇〇	一人につき	人口	消防費	市 町 村
	千円につき	額 可を得ため発行に での各年度にお での各年度にお での各年度にお での各年度にお がて東日本大震災 がでの各年度にお がでのとの発行に でのとののででのとのででの。 でのとのででの。 でのとのででの。 でのとのででの。 でのとのででの。 でのとのででの。 でのとのででの。 でのとのででの。 でのとのででの。 でのとのででの。 でのとのででの。 でのとのでの。 でのとのでの。 でのとのででの。 でのとのでの。 でのとのでの。 でのとのでの。 でのとのでの。 でのとのでの。 でのとのでの。 でのとのでの。 でのとのでの。 でのとのでの。 でのでのでの。 でのでのでの。 でのでのでのでの。 でのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの	十五 東日本大震災等債償還費	
<u> </u>	千円につき	額 臨時財政対策のた ら平成二十九年度 いて特別に起こす とされた地方債の とされた地方債の	十四 臨時財政対策	

	4 公園費	3 都市計画費				2 港湾費		- 費 - 道路橋りよう	二 土木費
都市公園の面積	人口	お市計画区域にお	施設の延長漁港における外郭	施設の延長漁港における係留		施設の延長 港湾における係留	道路の延長	う道路の面積	
- 千平方メートルにつき	一人につき	一人につき	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一キロメートルにつき	千平方メートルにつき	
三六、三〇〇	五三〇	九 八 八	四、三一〇		六、一四〇	二七、二〇〇	一九四、〇〇〇	七一、七〇〇	

			1
五、二二〇	一人につき	人口	
七0、三00	一人につき	生徒数	
六、五五八、〇〇〇	一人につき	教職員数	3 高等学校費
八、六九一、〇〇〇	 一校につき	学校数	
一、〇九七、〇〇〇	一学級につき	学級数	
四〇、六〇〇	一人につき	生徒数	2 中学校費
九、四七九、〇〇〇	一校につき	学校数	
八九〇、〇〇〇	一学級につき	学級数	
四三、〇〇〇	一人につき	児童数	1 小学校費
			三教育費
一、六二〇	一人につき	人口	6 その他の土木
九四		人口	5 下水道費

2	1	五	5		4	3	2	1	四	
林野水産行政	農業行政費	産業経済費	清掃費		祉費高齢者保健福	保健衛生費	社会福祉費	生活保護費	厚生費	
林業及び水産業の 一人につき	農家数		人口	七十五歳以上人口	六十五歳以上人口	人口	人口	市部人口		が稚園及び幼保連 が稚園及び幼保連
一人につき	一戸につき		一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき		一人につき
二八五、〇〇〇	八四、三〇〇		五、〇二〇	八三、八〇〇	六五、六〇〇	七、八六〇		九、四四〇		三八六、〇〇〇

八	七		3		2	1	六	3	
辺地対策事業債	災害復旧費		地域振興費		台帳費	徴税費	総務費	商工行政費	費
辺地対策事業費の	還金 大債に係る元利償 を得た地でのいて同意 が変に充てるため が変にがれてのがでのがでいる。 が変にがれる。 が変にがれる。 が変にがれる。 が変にがれる。 が変にがれる。 が変にがれる。 が変にがれる。 が変にがれる。 が変にがれる。 が変にがれる。 がないでのは、 がないでのは、 がないでのは、 がないでのは、 がないでのは、 がないでのは、 がないでのは、 がないでのは、 がないでのは、 がないでのは、 がないでのは、 がないでのは、 がないでのは、 がないでのは、 がないでのは、 がないでのは、 がないでのは、 がないがないがない。 がないがないがない。 がないがないがない。 がないがないがない。 がないがないがないがないがない。 がないがないがないがないがないがないがないがないがないがないが、 がないがないがないがないがないが、 がないがないがないがないが、 がないがないがないがないが、 がないがないが、 がないがないが、 がないがないが、 がないがないが、 がないがないが、 がないがないが、 がないがないが、 がないがないが、 がないがないが、 がないがないが、 はないが、 がないが、 はないがが、 はないが、 はないが、 はないが、 はないが、 はないがが、 はないががががががががががががががが	面 積	人口	世帯数	戸籍数	世帯数		人口	従業者数
千円につき	千円につき	つき	一人につき	一世帯につき	一籍につき	一世帯につき		一人につき	
八〇〇	九 五 〇	一、〇三九、〇〇〇	一、八三〇	二、〇八〇	一、一七〇	四、六一〇		-, = - 0	

	九 費 補 正 予 算 債 償 還
平成十一年度から 平成十四年度まで から平成十六年度 おいて国の補正予 の財源に充てるを を発行について同 の財源に充てるを を発行について同 の財源に充てるた	乗りた。 ・会に ・会に ・会に ・会に ・会に ・会に ・会に ・会に
千円につき	千円につき
五 四	八〇〇

十二 財源対策債償	十一 臨時財政特例	十 債償還費
平成九年度から平 の各年度の財源対 の各年度の財源対 でのため当該各年 でのでの対源対	のため平成九年度 いて特別に発行を から平成十二年度 のため平成九年度 にお	地方債の額地方債の額でのため平成二十九年度にでの各年度に発行にまる。
千円につき	千円につき	千円につき
	二八	<u>二</u> 四

 十 債五 償	十 債 償 還 臨		 十 還三 費
還 費 財 政	費 時 税 収		減 税 補 塡 賃 償
対 策	補 塡		債 償
までの各年度にお ら平成二十九年度 め平成十三年度か	額 とされた地方債の とされた地方債の とされた地方債の とされた地方債の とされた地方債の	れた地方債のというでの各年度のというでの各年度のというであることがある。	額 に係る特別減税 による平成六年度ま で及び平成六年度ま で及び平成十年度 の方平成六年度 がら平成六年度 がら平成六年度 がら平成十年度
千円につき	千円につき		千円につき
六三	<u></u>		六二

第二条 「二、三四三、〇〇〇」 (特別会計に関する法律 別表第二道府県の 特別会計に関する法律 に改め、 十六 東日本 同 項中 表市 に改める。 .. の __ 町 九、 村の項中「一八、三八〇」を「一七、五〇〇」に、 部改正) (平成十九年法律第二十三号) の一部を次のように改正する。 八〇〇」を「九、三一〇」に、「一、二一九、〇〇〇」を「一、一六三、 策災 平成二十三年度 いて東日本大震災 を国緊急防災施策 での各年度にお での各年度にお での各年度にお での各年度にお でのとの登別に でのとのでのという。 とされた地方債のことができること 額 可を得た地本 ついて同意又 額 千円につき 「二、四二六、〇〇〇」を

附 則第四条第一項中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に、 「三十二兆百七十二億九千五百四十万

八千円」を「三十一兆六千百七十二億九千五百四十万八千円」に、 「平成三十年度から」を「平成三十一

年度から」に改め、 同項の表中 平成三十年度

を削る。

四千億円

附則第五条中「平成二十九年度」を「平成三十年度」 に改める。

附則第九条中 「平成二十九年度」 を 「平成三十年度」 に、 「二千五百億円」を「二千億円」 に、 平

成三十年度」 を 平成三十一年度」 に改め、 同 · 条 第 号の表中 平成三十年度

三千三百六十七億円

を削り、 同条第二号中「平成三十年度」

を

| 平成三十一年度」に改める。

附則第十条第三項中 「平成二十九年度」 を「平成三十年度」 に改める。

附 則

施行期日

第一条 この法律は、 平成三十年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一 条の規定による改正後の地方交付 税法 (次条において 「新地方交付税法」 という。 の規定は

平成三十年度分の 地 方交付税 から適用 し、 平成二十九年度分までの 地 方交付税については、 なお 従 前 0

例による。

(平成三十年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第三条 平 成三十年度分の 地方交付税に係る新 地方交付税法第 + 兀 条の規定による基準財政収 入額 の算定に

係 る 同 · 条第 · 三項 0) 規 定 0 適 用 につい て は 同 項 0) 表 市 町 村 0) 項 第十一 号中 前 年 度 0 地 方消 費 税 交付 金

交付額」 とあるの は 当 該年 度の 地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣 が定める額」とする。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四 _ 条 第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、 平成三十年度の予算から適用する。

理由

の特例措置を講ずるとともに、 各 種 の制度改正等に伴って必要となる行政経費の 財源 を措置するため \mathcal{O} 地方

平成三十年度分の地方交付税の総額

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、

交付 税 の単 位費用等の改正を行う等の必要がある。 これが、この 法律案を提出する理 由である。